

第197期 中間決算公告

平成23年12月9日

兵庫県豊岡市千代田町1番5号
株式会社 但馬銀行
取締役頭取 倉橋 基

中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	14,890	預 金	808,802
コールローン	29,007	借 用 金	800
買入金銭債権	483	外 国 為 替	21
商品有価証券	104	そ の 他 負 債	3,999
有 価 証 券	180,230	未 払 法 人 税 等	29
貸 出 金	606,187	リ ー ス 債 務	726
外 国 為 替	1,674	そ の 他 の 負 債	3,243
そ の 他 資 産	3,541	役 員 賞 与 引 当 金	5
有 形 固 定 資 産	16,116	退 職 給 付 引 当 金	2,330
無 形 固 定 資 産	470	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	248
繰 延 税 金 資 産	3,474	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	56
支 払 承 諾 見 返	1,524	偶 発 損 失 引 当 金	345
貸 倒 引 当 金	4,121	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,088
投 資 損 失 引 当 金	32	支 払 承 諾	1,524
		負債の部合計	819,224
		（純資産の部）	
		資 本 金	5,481
		資 本 剰 余 金	1,487
		資 本 準 備 金	1,487
		利 益 剰 余 金	25,840
		利 益 準 備 金	3,993
		そ の 他 利 益 剰 余 金	21,847
		別 途 積 立 金	21,137
		繰 越 利 益 剰 余 金	710
		株 主 資 本 合 計	32,810
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	445
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,072
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,517
		純資産の部合計	34,327
資産の部合計	853,552	負債及び純資産の部合計	853,552

中間損益計算書 (平成23年4月 1日から
平成23年9月30日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		8,589
資 金 運 用 収 益	6,402	
(うち 貸 出 金 利 息)	(5,397)	
(うち 有価証券利息配当金)	(979)	
役 務 取 引 等 収 益	1,182	
そ の 他 業 務 収 益	712	
そ の 他 経 常 収 益	292	
	<hr/>	
経 常 費 用		7,627
資 金 調 達 費 用	596	
(うち 預 金 利 息)	(591)	
役 務 取 引 等 費 用	736	
そ の 他 業 務 費 用	0	
営 業 経 費	5,394	
そ の 他 経 常 費 用	899	
	<hr/>	
経 常 利 益		962
特 別 損 失		7
		<hr/>
税 引 前 中 間 純 利 益		954
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12	
法 人 税 等 調 整 額	482	
	<hr/>	
法 人 税 等 合 計		495
		<hr/>
中 間 純 利 益		458
		<hr/>

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5 年～ 5 0 年

その他 2 年～ 2 0 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 3, 2 7 9 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、出資先等の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

- (5) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (6) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (7) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 7 5 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2, 2 6 0 百万円、延滞債権額は 1 4, 0 3 2 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権はありません。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7 8 1 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1 7, 0 7 4 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3, 1 5 3 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	23,160百万円
貸出金	20,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	745百万円
借入金	800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券23,718百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は912百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、229,489百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが228,755百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 10,475百万円

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益161百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却185百万円、貸倒引当金繰入額431百万円及び株式等償却218百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間貸借対 照表計上額を超え るもの	地方債	51,322	52,848	1,526
	社 債	3,302	3,346	44
	小 計	54,624	56,195	1,570
時価が中間貸借対 照表計上額を超え ないもの	地方債	1,001	995	5
	社 債	400	399	0
	小 計	1,401	1,394	6
合 計		56,026	57,590	1,563

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合 計	-	-	-

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	75
合 計	75

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,286	1,791	495
	債 券	107,475	106,210	1,264
	国 債	64,261	63,598	662
	地方債	26,831	26,479	351
	社 債	16,382	16,132	250
	その他	-	-	-
	小 計	109,761	108,001	1,759
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	2,632	3,370	738
	債 券	10,918	10,955	36
	国 債	8,973	9,000	27
	地方債	-	-	-
	社 債	1,945	1,955	9
	その他	666	901	234
	小 計	14,217	15,227	1,009
合 計		123,979	123,229	750

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 （百万円）
株 式	149
そ の 他	0
合 計	150

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における株式の減損処理額は、218百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,031百万円
退職給付引当金	946
減価償却費	149
その他	852
繰延税金資産小計	3,979
評価性引当額	200
繰延税金資産合計	3,779
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	304
その他	0
繰延税金負債合計	304
繰延税金資産の純額	3,474百万円

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額	429円77銭
1株当たり中間純利益金額	5円74銭

（自己資本比率）

単体自己資本比率	10.80%
----------	--------

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 2社

- ・但銀ビジネスサービス株式会社
- ・但銀リース株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ございません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、すべて9月末日であります。

中間連結貸借対照表(平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	14,890	預 金	808,500
コールローン及び買入手形	29,007	借 用 金	800
買 入 金 銭 債 権	483	外 国 為 替	21
商 品 有 価 証 券	104	そ の 他 負 債	4,481
有 価 証 券	180,155	役 員 賞 与 引 当 金	5
貸 出 金	604,146	退 職 給 付 引 当 金	2,352
外 国 為 替	1,674	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	248
そ の 他 資 産	5,912	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	56
有 形 固 定 資 産	16,357	偶 発 損 失 引 当 金	345
無 形 固 定 資 産	481	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,088
繰 延 税 金 資 産	3,493	支 払 承 諾	1,524
支 払 承 諾 見 返	1,524	負 債 の 部 合 計	819,426
貸 倒 引 当 金	4,119	(純 資 産 の 部)	
投 資 損 失 引 当 金	32	資 本 金	5,481
		資 本 剰 余 金	1,487
		利 益 剰 余 金	26,057
		株 主 資 本 合 計	33,026
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	445
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,072
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,517
		少 数 株 主 持 分	109
		純 資 産 の 部 合 計	34,654
資 産 の 部 合 計	854,080	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	854,080

中間連結損益計算書 (平成23年4月 1日から
平成23年9月30日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		8,941
資金運用収益	6,386	
(うち貸出金利息)	(5,382)	
(うち有価証券利息配当金)	(978)	
役務取引等収益	1,181	
その他業務収益	1,094	
その他経常収益	278	
経 常 費 用		7,921
資金調達費用	596	
(うち預金利息)	(591)	
役務取引等費用	736	
その他業務費用	321	
営業経費	5,366	
その他経常費用	900	
経 常 利 益		1,019
特 別 損 失		7
税金等調整前中間純利益		1,011
法人税、住民税及び事業税	25	
法人税等調整額	494	
法人税等合計		519
少数株主損益調整前中間純利益		491
少数株主利益		11
中 間 純 利 益		480

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5 年～5 0 年
その他	2 年～2 0 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 3,279 百万円であります。

6. 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、出資先等の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理
----------	--

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 有価証券には非連結子会社及び関係会社の株式を含んでおりません。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,260 百万円、延滞債権額は 14,032 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権はありません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 781 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 17,074 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,153 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 23,160百万円

貸出金 20,000百万円

担保資産に対応する債務

預金 745百万円

借入金 800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券23,718百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は912百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、229,489百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが228,755百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 11,020百万円

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益161百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却185百万円、貸倒引当金繰入額431百万円及び株式等償却218百万円を含んでおります。

3. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額は795百万円であります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注 2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	14,890	14,890	-
(2) コールローン及び買入手形	29,007	29,007	-
(3) 有価証券	180,005	181,569	1,563
満期保有目的の債券	56,026	57,590	1,563
其他有価証券	123,979	123,979	-
(4) 貸出金	604,146		
貸倒引当金()	4,119		
	600,026	603,253	3,226
資 産 計	823,930	828,720	4,790
(1) 預 金	808,500	809,128	628
負 債 計	808,500	809,128	628

() 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)	1 4 9
組合出資金(2)	0
合 計	1 5 0

（ 1 ）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（ 2 ）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	5 1 , 3 2 2	5 2 , 8 4 8	1 , 5 2 6
	社 債	3 , 3 0 2	3 , 3 4 6	4 4
	小 計	5 4 , 6 2 4	5 6 , 1 9 5	1 , 5 7 0
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	1 , 0 0 1	9 9 5	5
	社 債	4 0 0	3 9 9	0
	小 計	1 , 4 0 1	1 , 3 9 4	6
合 計		5 6 , 0 2 6	5 7 , 5 9 0	1 , 5 6 3

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	2,286	1,791	495
	債 券	107,475	106,210	1,264
	国 債	64,261	63,598	662
	地方債	26,831	26,479	351
	社 債	16,382	16,132	250
	その他	-	-	-
	小 計	109,761	108,001	1,759
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株 式	2,632	3,370	738
	債 券	10,918	10,955	36
	国 債	8,973	9,000	27
	地方債	-	-	-
	社 債	1,945	1,955	9
	その他	666	901	234
	小 計	14,217	15,227	1,009
合 計		123,979	123,229	750

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における株式の減損処理額は、218百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは中間連結決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

該当ありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額 432円48銭
1株当たり中間純利益金額 6円01銭

（自己資本比率）

連結自己資本比率（国内基準） 10.88%